

檀原地域クラブ活動の基本方針

令和8年4月

檀原市・檀原市教育委員会

もくじ

1. はじめに
2. 地域クラブ活動の意義と本市における方向性
3. 地域クラブ活動の体制について
4. 地域クラブの活動について
5. 留意事項
6. 終わりに

1. はじめに

平成31年1月、学校部活動について、その枠組みを地域に展開することを、中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」において初めて示されました。具体的には、「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」との指摘です。

同様に、国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案についての審議において、「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」と指摘がなされました。

令和2年9月には、文部科学省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」の通知が発出され、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しない」ことが示されました。

続いて、令和4年6月にスポーツ庁の設置した検討会議及び同年8月に文化庁の設置した検討会議が、それぞれ提言を示し、学校の働き方改革に対応すること、中学校等の生徒にとってふさわしいスポーツ、文化芸術環境を実現すること等が示されています。

さらに、令和4年12月には、スポーツ庁及び文化庁が提言を踏まえ策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域クラブ活動への移行について令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間とすること等、国の考え方が示されました。

国における上記の流れを受けて、奈良県教育委員会は、令和5年3月に、「中学校における休日の学校部活動を地域へ移行するための取組について」を通知し、「本県においては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革集中期間とし、中学校における休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を完了することを目指す。」とし、その後令和6年2月には、令和8年度から休日における教員の指導による学校部活動の廃止を表明しています。

これらの動きを踏まえ、橿原市においても、健康スポーツ部スポーツ推進課、教育委

員会事務局学校教育課、生涯学習課の3課による「学校部活動の地域移行に向けた検討会議（検討会議）」において学校部活動の地域クラブ活動への移行についての検討を始めました。また、令和6年4月には学校関係者、スポーツ団体関係者、文化団体関係者、保護者代表者、有識者による「檀原市中学校部活動地域移行協議会（協議会）」を設置し、取組みの成果や課題を整理しながら、地域クラブ活動への移行を推進することとしました。その後、協議会での意見を踏まえて具体的な検討を進め、令和7年度中にスポーツ活動5種目、文化芸術活動2種目で実証事業を実施し、令和8年度に中学校における休日の学校部活動を地域展開することとします。また、平日の学校部活動の地域展開については、今後、課題への対応策等の検証を行った上で取組みを進めます。

本基本方針は、上記「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等を参考として、檀原市における地域クラブ活動の在り方についての基本的な考え方を示すものです。

2. 地域クラブ活動の意義と本市における方向性

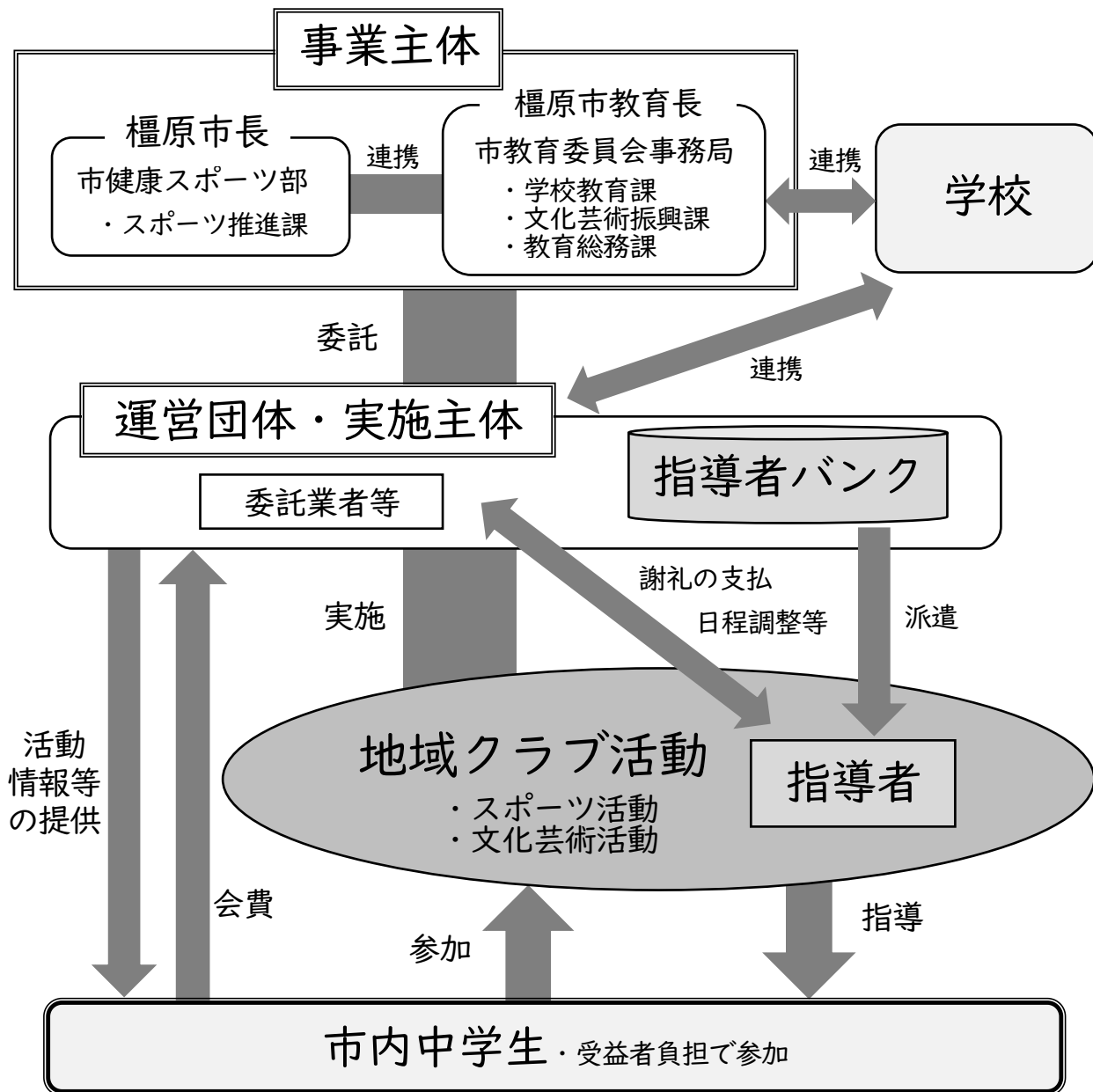
少子化に伴う生徒数の減少により、従来のような学校単位の部活動運営は、廃部や活動休止が増えるなど困難な状況にあります。また、教員の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず顧問を務める体制の継続も難しくなっています。こうした課題を解決し、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を確保するため、学校部活動を「地域クラブ活動」へと展開します。

本取組みは、学校部活動が持つ教育的意義を継承しつつ、「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと、社会教育の一環として、地域における持続可能なスポーツ・文化芸術活動環境の整備を推進するものです。地域人材による専門的な指導を実現するとともに、教職員の負担軽減を図ることで、教職員が心身ともに充実し、子どもたちのための業務に専念できる環境をつくれます。

本市の地域クラブ活動は、地域の各団体との連携・協力のもと、校区や居住地域にとられることなく、「勝ち負けよりも楽しむもの」「さまざまな活動に親しむもの」を目標に、これまでの部活動にはなかった種目の創設や、練習の厳しさから入部を躊躇していた生徒も様々なスポーツ・文化芸術活動を気軽に楽しめる環境を整備することをめざします。

3. 地域クラブ活動の体制について

【地域クラブ活動モデル図】



【市・市教育委員会の役割】（令和8年4月時点での組織編成での記載）

■学校教育課

- ・地域移行協議会等の運営
- ・指導者育成（研修会等への助言・協力）
- ・兼職兼業教員の掌握 等

■スポーツ推進課・文化芸術振興課

- ・地域クラブ活動の充実に向けた検証・改善
- ・事業の実施、契約
- ・スポーツ・文化芸術団体等への支援
- ・指導者育成（研修会等の実施）
- ・人材バンクの構築及び充実 等

■教育総務課

- ・施設設備の整備
- ・兼職兼業教員の認可 等

【運営団体・実施主体の役割】

- ・市・市教育委員会、学校、地域と連携した地域クラブ活動の運営
- ・指導者人材の確保・育成（研修会等の実施）、指導者派遣
- ・人材バンクの管理
- ・活動場所の確保・調整
- ・安全管理
- ・生徒・保護者からの会費の徴収と指導者への謝礼の支払い
- ・学校部活動顧問、指導者との連絡調整や生徒・保護者との連絡等のコーディネーター業務 等
- ・ハラスメント相談窓口や新規登録地域クラブ活動に関する相談窓口の設置と運営

【学校の役割】

- ・兼職兼業教員の管理監督と指導助言
- ・自校における部活動の在り方及び地域展開に係る検討
- ・市・市教育委員会やスポーツ・文化芸術団体との連携
- ・地域クラブ活動に係る生徒、保護者への周知
- ・運営団体・実施主体との連絡調整、情報共有
- ・運営団体・実施主体との地域クラブ活動計画や施設設備の使用・管理方法等について調整及び対応 等

【指導者について】

地域クラブ活動の指導者については、子どもたちの健全な成長を第一に考え、教育的視点をもって指導にあたることが求められます。競技や文化活動に関する専門的知識・技能を有することはもとより、安全管理や事故防止に関する理解を備え、安心して活動できる環境を整える責任があります。また、体罰やハラスメントを許さず、一人一人の個性や発達段階に応じた丁寧な関わりができる資質が必要です。学校や保護者、地域と連携し、社会的規範を守りながら継続的に自己研鑽に努める姿勢も重要です。

任用に当たっては、運営団体・実施主体が設置・管理する「檀原地域クラブ活動指導者人材バンク」に登録した団体・人材の中から選任します。選任する際は、市職員が面談をし、こども性暴力防止法（日本版 DBS）の運用開始以降、過去に性犯罪歴がある者を指導者に任用しないようシステム照会を行います。運営団体・実施主体は、地域クラブ活動の指導を行う上での必要な研修を市・市教育委員会と協力の上で実施し、指導者は、「檀原市運動部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 7 月檀原市教育委員会）等を踏まえて指導にあたります。

また指導者には、参加者が支払う費用（会費）等を原資とした所定の報酬が、運営団体・実施主体から支払われるとともに、運営団体・実施主体においてスポーツ安全保険等に参加することとなります。なお、学校の教職員等が指導者を務める場合は、本務に支障のない範囲での指導が原則であり、兼職兼業等の手続きをとることが必要になります。

選考基準

- スポーツ・文化芸術活動について知識、経験及び技能を有すること
- 競技経験、指導者経験、各種資格の有無
- 地域社会に積極的に参加する意欲、指導に対する熱意、人間性等

【参加生徒について】

地域クラブ活動に参加できる生徒は、檀原市立中学校在籍生徒及び檀原市内在住中学生とし、活動経験の有無や、学校部活動への参加の有無等は問いません。地域クラブ活動への参加を希望する生徒は、保護者の承諾を得て、運営団体・実施主体へ必要な参加の手続きを経て、参加するものとします。

4. 地域クラブの活動について

【活動日及び活動時間について】

短時間に合理的で、かつ、効率的・効果的な活動を行えるように努めるものとし、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）に基づいて、休日の活動については年間36回程度、週あたり土曜日・日曜日・祝日のいずれか1日、3時間程度とします。

【活動場所及び移動方法について】

活動場所は主に学校施設を利用することとします。

そのため、市・市教育委員会はスポーツ活動では運動場や体育館の利用調整が出来る仕組みを構築することと、文化芸術活動においては校舎内を使用することから、セキュリティ等の施設管理面の整理を進めます。

移動方法等に関しては、地域クラブ活動では、遠方からの参加も想定されるため、参加者とその保護者等は、自転車や公共交通機関、保護者による送迎など、どのような手段を用いて参加するか実施主体と情報共有するとともに、利用する施設等の指示に従うものとし、併せて、運営団体・実施主体は、参加者が公共マナーや交通ルールを遵守するよう安全指導を行います。

地域クラブ活動において、練習試合や大会・コンクールに参加する場合、原則、現地集合とし、開催場所や開催時間を鑑み、参加者やその保護者とよく相談し、集合場所や集合時間、移動方法を決定するものとし、

【参加費用・保険について】

地域クラブ活動の運営に要する費用は原則として受益者（参加者）負担となります。

地域クラブ活動の参加者、指導に携わる指導者等は、スポーツ安全保険等の自身の怪我等を補償する保険に加入します。なお、参加費用・保険等については、今後の情勢・運営体制等により変動する可能性があります。

【大会等への参加について】

中学校体育連盟等が主催する休日の大会やコンクールについては、当面の間、これまで通り平日の「学校部活動」として参加します。つまり、休日に大会がある場合は、

学校の部活動として教員や学校の部活指導員が引率し、出場することになります。

地域クラブ活動として中学校体育連盟等が主催する休日の大会やコンクールに参加を希望する場合は、参加条件等を満たした上で、必要な手続きをとることとします。

5. 留意事項

【教職員の兼職兼業、勤務時間等との関係について】

「奈良県中学校部活動の地域クラブ活動への移行の手引き」や国が示す手引き等を参考に、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、市内小中学校の教職員への理解促進を図ります。

また、市教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、本務（勤務校等における業務）への影響の有無、教職員の心身の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可することとします。

【体罰、暴言及びハラスメント等の根絶について】

「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」（令和2年 スポーツ庁政策課学校体育室事務連絡）にも記載のとおり、かねてより、学校部活動における体罰等の発生が大きな問題とされており、地域クラブ活動においても同様に、根絶に向けた取組みを進めます。

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）等において示されているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の対象者への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントは、地域クラブ活動参加者の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても許されない行為です。

指導者等によるこれらの行為や発言について、参加者との信頼関係や保護者の容認があるからと言って、正当化されるものではなく、決して許されないものであるとの認識を活動に関わる全ての指導者等が持ち、それらを根絶するための取組みを機会あ

るごとに行うものとし、体罰、暴言及びハラスメントに扱わなければ指導ができないということは、そもそも、その指導者等には、求められる指導力や人格が十分に具備されていないことを共通認識とするように周知していきます。

指導者等は、被害を受けた参加者はもとより、その場に居合わせた参加者の後々の人生まで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があること、そして自分自身も、法的には、暴行罪や傷害罪などの罪に問われることを理解しなければなりません。

体罰、暴言及びハラスメント等が発生した場合、運営団体・実施主体が速やかに対処し、市・市教育委員会と情報共有し、連携して対応するものとし、

6. おわりに

これまで長年にわたり、学校部活動は、スポーツ・文化芸術の振興・発展を支えるとともに、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、異年齢との交流の中で豊かな人間関係を築き、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、子どもたちの心身の健全育成のために大きな役割を担ってきました。

しかしながら、昨今の急速な少子化に伴い、現在の学校部活動では、学校によっては団体種目など存続することも困難であり、子どもたちの多様なニーズに応えることができない状況となりつつあります。また、教育課程外の活動である学校部活動の運営については、これまで教員が自身の時間を削り、その献身により成り立ってきましたが、教員不足が深刻化する中で、教員が顧問を担う今の学校部活動の仕組みが限界を迎えています。

このような状況を踏まえ、時代の変化に対応し、子どもたちが将来にわたって主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することで、その望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を一体的に整備し、地域全体で体験機会を確保することで、子どもたちの未来を切り拓いていきたいと考えています。

「地域の子どもたちは地域全体で育てる」という大原則の下、学校・家庭・地域が連携しつつ、それぞれの役割を果たすことで、学校部活動の地域展開を着実に実施してまいります。

なお、本基本方針は、檀原市部活動地域移行協議会における委員の皆様のご意見をも

とに事務局で検討した上で、令和8年3月に決定し、同年4月1日から適用します。

本基本方針の内容については、社会情勢の変化や地域クラブ活動の実施状況等を踏まえ、同協議会において必要に応じて見直しを行い、委員の意見を反映しながら改訂するものとしします。

檀原市・檀原市教育委員会